

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 ふるさと納税の健全な活用と、指定寄附制度の拡充で市民参加の推進を

質問要旨

ふるさと納税制度(以下、制度と呼ぶ。)の問題点として、「受益者負担の原則から外れる」「他自治体の財源を奪う」「返礼品の過当競争が起きている」等を指摘する声がある。しかし、そもそも制度本来の趣旨は「納税者が税金の使われ方を考えるきっかけとなる」「生まれ故郷やお世話になった地域へ貢献できる」「選んでもらうに相応しい、地域のあり方を考えるきっかけになる」といった点にある。つまり、この制度が趣旨通りに活用されるなら、市民が市政に参加するきっかけが生まれ、人々の感謝の気持ちが具現化され、寄附文化が醸成されるなど、社会全体に良い影響を与えるはずである。しかし小平市は、「他自治体の財源を奪うことになる」という理由から、制度に批判的かつ消極的な態度をとり、上記のような良い面を見据えた制度活用への取り組みを行っていない。

平成 30 年度に小平市へ寄附されたふるさと納税額は 300 万円であり、他自治体へのふるさと納税との差し引きで約 2 億 7000 万円の大きな損失が生じている。また、損失額は年々増加している。この現状が、制度を批判的に捉えているがために有効な手立てが講じられず、損失が増えていく状況をただ眺めるしかないということであれば、大問題である。制度に批判的であってもよいが、それならばむしろ本来の「あるべき姿を示す」態度で、積極的な取り組みをして頂きたい、以下質問する。

1. ふるさと納税の大幅なマイナス収支(損失)とその増大を、市はどう捉え、対策しているか。
2. 本年 5 月臨時会の答弁において「東京都市長会として、東京都知事を通じて制度の変更について要請をしている」とあるが、この具体的内容は。
3. 小平市へふるさと納税・寄附をする者がその用途を指定する場合、7 つの基金から選択する以外の方法は用意されているか。用意されていない場合、その理由は。
4. 7 つの基金への寄附がそれぞれ具体的にどう使われるかは不明瞭であり、寄附者が想定した用途に使われない懸念があるという理由から、寄附へ踏み切れない事例が実際に存在している。このような機会損失をなくす方法はあるか。また、たとえば緑化基金を選択したあと、さらに「〇〇公園の整備・維持費用に充当する」という風に用途を限定することが可能な仕組みとし、余剰が出た場合はその他用途に用いられるような仕組みはどうか、市の見解を伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 元年 11 月 18 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
